

○財務省告示第二百九十二号

中華人民共和国産二酸化チタンルチル型をもととした顔料及び調製品に対する関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第八条第五項に規定する調査を行うこととしたので、不当廉売関税等に関する政令（平成六年政令第四百十六号）第八条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年十月十六日

財務大臣 片山さつき

一 関税定率法（以下「法」という。）第八条第四項の規定による求めをした者（以下「申請者」という。）の名称及び住所

（一） 名称 日本酸化チタン工業会

（二） 住所 東京都千代田区一番町三丁目八番大宮ビル

二 法第八条第五項の調査（以下単に「調査」という。）に係る貨物（以下「調査対象貨物」という。）の品名、銘柄、型式及び特徴

（一） 品名 二酸化チタンルチル型をもととした顔料及び調製品

(二) 銘柄及び型式 商品の名称及び分類についての統一システム(HS)の品目表第三二〇六・一一号に分類される二酸化チタンをもととした顔料及び調製品(二酸化チタンの含有量が乾燥状態において全重量の八〇パーセント以上のもの)のうち、二酸化チタンの結晶構造がルチル型であつて、二酸化チタンの粒子径が一〇〇ナノメートル超のもの。

(三) 特徴 一般に白色の微細粉末であり、高い隠蔽力及び優れた耐候性を有することから、自動車用塗料、高級建築用塗料、グラビアインキ、フレキシインキ、マスターバッチ及び樹脂への着色などに使用される。

三 調査対象貨物の供給者及び供給国

(一) 供給者 (不当廉売関税を課することを求める書面に記載されている者)

- (1) LB GROUP CO., LTD.
- (2) TINERGY CHEMICAL CO., LTD.
- (3) SHANDONG DOGUIDE GROUP CO., LTD.
- (4) PANGANG GROUP VANADIUM & TITANIUM RESOURCES CO., LTD.

- (5) SHANDONG LUBEI CHEMICAL CO., LTD.
- (6) QINGDAO BOTIAN CHEMICAL CO., LTD.
- (7) LB XIANGYANG TITANIUM INDUSTRY CO., LTD.
- (8) YUNNAN METALLURGICAL XINLI TITANIUM INDUSTRY CO., LTD.
- (9) ANHUI GOLD STAR TITANIUM DIOXIDE (GROUP) CO., LTD.
- (10) GANSU ORIENT TITANIUM INDUSTRY CO., LTD.
- (11) SHANDONG SUNTIOX INDUSTRIAL CO., LTD.
- (12) CHONGQING TITANIUM INDUSTRY CO., LTD. OF PANGANG GROUP
- (13) SHANDONG JINHAI TITANIUM RESOURCES TECHNOLOGY CO., LTD.
- (14) GPRO TITANIUM INDUSTRY CO., LTD.
- (15) NANJING TITANIUM DIOXIDE CHEMICAL CO., LTD.
- (16) XUZHOU TITANIUM DIOXIDE CHEMICAL CO., LTD.
- (17) ZHENGTAI NEW MATERIAL TECHNOLOGY CO., LTD.

- (18) JINAN YUXING CHEMICAL CO., LTD.
- (19) GUANGXI BLUESTAR DAHUA CHEMICAL CO., LTD.
- (20) YUNNAN DAHUTONG TITANIUM INDUSTRY CO., LTD.
- (21) NINGBO XINFU TITANIUM DIOXIDE CO., LTD.
- (22) JIANGXI TIKON TITANIUM PRODUCTS CO., LTD.
- (23) ANHUI ANNADA TITANIUM INDUSTRY CO., LTD.
- (24) YIBIN TIANYUAN GROUP CO., LTD.
- (25) QIANJIANG FANGYUAN TITANIUM INDUSTRY CO., LTD.
- (26) PANZHIHUA XINGZHONG TITANIUM INDUSTRY CO., LTD.
- (27) CITIC TITANIUM INDUSTRY CO., LTD.
- (28) GUANGXI SHUNFENG TITANIUM INDUSTRY CO., LTD.
- (29) SHANGHAI PENGBO TITANIUM DIOXIDE CO., LTD.
- (30) PANZHIHUA TIANLUN CHEMICAL CO., LTD.

- (31) PANZHIHUA HENGTONG TITANIUM INDUSTRY CO., LTD.
- (32) CNMC (GUANGXI) PGMA CO., LTD.
- (33) YUMEN JINGYANG TITANIUM DIOXIDE MANUFACTURING CO., LTD.
- (34) GUANGDONG BAILONG CHEMICAL CO., LTD.
- (35) SHANGHAI TITANOS INDUSTRY CO., LTD.
- (36) QINGDAO PANTAI CHEMICAL CO., LTD.
- (37) DONGGUAN ENTAI CHEMICAL CO., LTD.
- (38) SHIJIAZHANG JINXING FANGYUAN INDUSTRY AND TRADE CO., LTD.
- (39) ANHUI UNION TITANIUM ENTERPRISE CO., LTD.
- (40) SHIJIAZHANG LIANTAI CHEMICAL CO., LTD.
- (41) SHANGHAI CANSEN CHEMICAL CO., LTD.
- (42) SHANDONG ZHUOLITANG CHEMICAL TECHNOLOGY CO., LTD.
- (43) GUANGZHOU TITANOS INDUSTRY CO., LTD.

- (44) XIAMEN TIANTAI ELECTROMECHANICAL CO., LTD.
- (45) GUANGZHOU HUANGPU TIANTAI CHEMICALS & LIGHT INDUSTRY CO., LTD.
- (46) FOSHAN DUANNING NEW MATERIALS CO., LTD.
- (47) TIMILLIONS CHEMICAL CO., LTD.
- (48) CHENGDU ZEXI CHEMICAL CO., LTD.
- (49) FOSHAN ZONTAI TITANIUM DIOXIDE LIMITED
- (50) GUANGDONG SHUNDE BLUE ASIA CHEMICAL CO., LTD.
- (51) BOOM INDUSTRY (SH) CO., LTD.
- (52) BEIJING TDD E-COMMERCE CO., LTD.
- (53) JIANGSU SOHO INTERNATIONAL GROUP CORP.
- (54) QINGDAO TIDA HEYE INTERNATIONAL TRADE CO., LTD.

(二) 供給国 中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。以下「中国」という。）

四 調査を開始する年月日 令和八年十月十六日

五 調査の対象となる期間

- (一) 不当廉売がされた調査対象貨物の輸入の事実に関する事項 令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで（ただし、不当廉売関税等に関する政令（以下「令」という。）第二条第三項に規定する特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実に関する事項については、生産者の会社設立の時から同日まで）

- (二) 不当廉売がされた調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項 令和五年四月一日から令和八年三月三十一日まで

六 調査の対象となる事項の概要

- (一) 不当廉売がされた調査対象貨物の輸入の事実に関する事項
 - イ 調査対象貨物の正常価格（法第八条第一項に規定する正常価格をいう。以下同じ。）
 - ロ 調査対象貨物の本邦向け輸出価格
 - ハ 調査対象貨物の正常価格と本邦向け輸出価格との差額（以下「不当廉売差額」という。）
 - ニ その他不当廉売がされた調査対象貨物の輸入の事実の認定に関し参考となるべき事項

(二) 不当廉売がされた調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項

イ 不当廉売がされた調査対象貨物の輸入量

ロ 不当廉売がされた調査対象貨物の輸入が本邦における当該調査対象貨物と同種の貨物の価格に及ぼす影響

ハ 不当廉売がされた調査対象貨物の輸入が当該調査対象貨物と同種の貨物を生産している本邦の産業に及ぼす影響

ニ その他不当廉売がされた調査対象貨物の輸入が当該調査対象貨物と同種の貨物を生産している本邦の産業に与える実質的な損害等の事実の有無の認定に関し参考となるべき事項

七 申請者の主張の概要

(一) 申請者が本邦の産業に利害関係を有する者に該当する事実

申請者は、本邦において調査対象貨物と同種の貨物を生産している三社が加盟する業界団体であり、令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までにおける当該同種の貨物の本邦における総生産高に占める当該三社の生産高の割合は九十九・九パーセントである。

(二) 不当廉売がされた調査対象貨物の輸入の事実

イ 正常価格については、中国と比較可能な最も近い経済発展段階にある国における調査対象貨物と同種の貨物の国内販売価格を採用した。

ロ 本邦向け輸出価格については、調査対象貨物に係る本邦の輸入通関価格から海上輸送費等を控除して算定した。

ハ イ及びロにより、調査対象貨物の本邦向け輸出価格は正常価格を下回っており、令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの不当廉売差額率（不当廉売差額を本邦向け輸出価格で除したものをいう。）を算出すると、五十パーセントから六十パーセントの間となる。

(三) 不当廉売がされた調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実

イ 調査対象貨物の輸入量は、令和五年度から令和七年度までの間に二倍以上に著しく増加し、同期間において、国内需要量に占める当該輸入量の割合も上昇した。

ロ 調査対象貨物の国内販売価格は、令和五年度以降、本邦の産業が生産する製品の国内販売価格を著しく下回っており、本邦の産業は調査対象貨物を引き合いに値下げを要求され、又は製造コストの上

昇に応じた値上げを断念せざるを得なかった。

ハイ及びロにより、売上高営業利益率が低い水準にとどまるなど、本邦の産業に実質的な損害が生じた。

八 令第十条第一項前段及び第十条の三第一項前段の規定による証拠の提出及び証言、令第十一条第一項の規定による証拠等の閲覧、令第十二条第一項の規定による対質の申出、令第十二条の二第一項の規定による意見の表明並びに令第十三条第一項の規定による情報の提供についてのそれぞれの期限

(一) 証拠の提出及び証言についての期限 令和九年一月十八日

(二) 証拠等の閲覧についての期限 令第十六条第一項に規定する不当廉売関税を課することの決定、同条第二項に規定する不当廉売関税を課さないことの決定又は同条第三項に規定する調査を取りやめること

の決定に係る告示の日

(三) 対質の申出についての期限 令和九年二月十六日

(四) 意見の表明についての期限 令和九年二月十六日

(五) 情報の提供についての期限 令和九年二月十六日

なお、これらの手続のほか、供給者及び本邦企業の実態調査（現地調査を含む。）を行う予定である。

九 その他参考となるべき事項

(一) 本件について、令第二条第三項の規定において中国を原産地とする調査対象貨物の生産者が明確に示すこととされている特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実には、以下の事実が含まれるものとする。

イ 価格、費用、生産、販売及び投資に関する生産者の決定が市場原理に基づき行われており、これらの決定に対する政府（当該調査対象貨物の原産国の中央政府、地方政府又は公的機関をいう。二において同じ。）の重大な介入がない事実

ロ 主要な投入財（原材料等）の費用が市場価格を反映している事実

ハ 労使間の自由な交渉により労働者の賃金が決定されている事実

ニ 生産手段の政府による所有又は管理が行われていない事実

ホ 会計処理が、国際会計基準又はそれに準じた形で適切に行われており、財務状況が非市場経済的な要因により歪められていない事実

(二) 証拠の提出及び証言、証拠等の閲覧の申請、対質の申出、意見の表明又は情報の提供の宛先 東京都

千代田区霞が関三丁目一番一号 財務省関税局関税課特殊関税調査室

(三) その他

イ 本調査は日本語で実施することから、証拠の提出及び証言、証拠等の閲覧の申請、対質の申出、意見の表明又は情報の提供は日本語の書面により行うものとする。ただし、これらの原文が日本語以外の言語によるものである場合は、当該原文に加え日本語の翻訳文を添付するものとする。

ロ 本調査の開始に当たり、令第十条第三項前段及び第十条の三第二項前段の規定による証拠の提出を求めるため、前記三(一)の供給者及びその他の調査開始の日において把握している利害関係者に対し、質問状を送付し、期限を定めて回答を求めるほか、その他の利害関係者からも回答が得られるよう当該質問状を財務省及び経済産業省のホームページに掲載する。

当該質問状の送付を受けた利害関係者は所定の期限までに回答を行うものとし、利害関係者であるにもかかわらず、本告示の日から七日以内に当該質問状の送付を受けなかった者は、本告示の日から十四日以内に前記(二)の宛先に利害関係者に該当することを証する資料を添えて書面で申し出た上で、

財務省若しくは経済産業省のホームページから当該質問状を入手し、又は当該質問状の送付を受け、所定の期限までに回答を行うものとする。